

就労選択支援事業について

令和 7 年 7 月 25 日

障がい福祉課

1 就労選択支援について

(1) 事業概要

- ・現在、就労系障害福祉サービスを利用する際、利用者の就労能力や適性を客観的に評価し、それを本人の就労に関する選択や具体的な支援内容に活用する手法等が確立されていないため、適切なサービス等に繋がられていない状況がある。
- ・また、一旦、就労継続支援 A 型、B 型の利用が始まると、固定化されやすいという課題がある。
- ・このような現状及び課題がある中、障がい者本人が就労先や働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する新たな障害福祉サービスとして就労選択支援が創設され、令和 7 年 10 月から実施される。

(2) 対象者

- ・就労選択支援の対象者は、就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向のある者及び現に利用しており、支給決定の更新の意向がある者が対象。
- ・令和 7 年 10 月からは、就労継続支援 B 型の利用を希望する者は就労選択支援の利用が原則となる。
※なお、50 歳に達している者や障害基礎年金 1 級受給者、就労経験があり年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難になった者は希望に応じて利用が可能。
- ・令和 9 年 4 月以降、新たに就労継続支援 A 型を利用する場合や標準利用期間を超えて就労移行支援を利用する場合についても、就労選択支援の利用が原則となる。

サービス類型		新たに利用する意向がある障害者	既に利用しており、支給決定の更新の意向がある障害者
就労継続支援 B 型	現行の就労アセスメント対象者（下記以外の者）	令和 7 年 10 月から原則利用	希望に応じて利用
	・ 50 歳に達している者又は障害基礎年金 1 級受給者 ・ 就労経験ありの者（就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難になった者）	希望に応じて利用	
就労継続支援 A 型		令和 9 年 4 月から原則利用	
就労移行支援		希望に応じて利用	令和 9 年 4 月から原則利用※ 標準利用期間を超えて更新を希望する者

(3) 就労選択支援サービスの流れ

- ・支給決定は原則一か月間とする。
- ・一か月の支給決定期間における、就労選択支援の実施すべき主な内容は以下のとおり。

①作業場面等を活用した状況把握（アセスメント）

本人との面談によるニーズの把握、実際の作業現場を通じて本人の就労上のスキル、特性の把握を行う。

②他機関連携によるケース会議

本人やその家族、相談支援事業者、ハローワーク、市町村などの地域の関係機関と①のアセス

メント結果を共有し、本人の主体的な選択を支援するためのケース会議を開催する。

③アセスメントシートの作成

①のアセスメント結果や②における関係機関からの意見などを総合的に勘案し、本人の就労に関する適性、配慮が必要な事項、強み、特性などをアセスメントシートにまとめる。

④事業者等との連絡調整

①～③の結果を踏まえ、就労選択支援終了後につなげる事業者を決定し、③のアセスメントシートの共有などの連絡調整を行う。

2 鳥取県就労選択支援モデル事業について

- 令和6年度、就労選択支援に係る厚生労働省のモデル事業が全国6か所で実施され、鳥取県では西部圏域においてモデル事業として就労選択支援の試行的な取組みを実施。
- 厚生労働省のモデル事業の実施結果を踏まえ、令和7年度はモデル事業の取組みを東部、中部圏域にも拡大し、全県においてモデル事業を実施している。
- 厚生労働省のモデル事業及び鳥取県版就労選択支援モデル事業の実施結果を踏まえ、ノウハウや課題などを横展開し、10月の就労選択支援の円滑な実施に備える。

【モデル事業参加事業所数】

圏域	東部	中部	西部
事業所数	1	1	6

3 就労選択支援実施意向調査アンケートについて

- 令和7年6月就労選択支援に関する実施意向調査を、各就労系障害福祉サービス事業者に対して実施し、178事業所に依頼し、124事業所から回答があった。(回答率：69.7%)
- アンケートでは、就労選択支援の実施意向、実施主体の要件を満たしているかなどについて調査を実施。
- 厚生労働省の定める、就労選択支援の実施主体の要件「過去3年以内に当該事業者の事業所において合計3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたもの」を満たしている事業所は17者で、そのうち就労選択支援実施意向のあると回答した事業所は4者との結果になった。
- また、現時点では実施主体の要件は満たしていないが、今後、実施主体の要件を満たした場合、実施意向があると回答した事業所は10者との結果になった。

【実施意向アンケート結果概要】

回答数	実施主体の要件を満たしている			実施主体の要件を満たしていない・不明		
	実施意向あり	実施意向なし	検討中	実施意向あり	実施意向なし	検討中
124	17			107		
	4	4	9	10	48	48

4 就労選択支援実施主体について

- ・就労選択支援事業の実施主体の要件は、厚生労働省省令において「実施主体は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に当該事業者の事業所において合計3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたもの」と定められている。
- ・実施意向アンケートの結果、県内の就労系障害福祉サービス事業所において、上記要件を満たしたうえで、就労選択支援事業を実施する意向のある事業者は4者（東部2者、西部2者）となった。

5 今後の課題

- ・現時点で、就労選択支援事業を実施する意向のある事業は4者（東部2者、西部2者）となっており、特に中部圏域において就労選択支援の実施する意向のある事業所が存在していない状況。今後、各圏域における実施事業者確保の必要性について検討が必要。
- ・厚生労働省省令においては、地域の実情に応じて就労選択支援事業者を確保するため、「これらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると都道府県知事が認める事業者」についても、実施主体として認めることができることから、今後、「都道府県知事が認める事業者」について検討が必要。
- ・国の実施主体を満たしているが、就労選択支援の実施を検討中としている事業者は9者、今後実施主体の要件を満たした場合の就労選択支援の実施を検討中としている事業者は48者となっており、検討中の理由としては、就労選択支援の内容がよくわかっていないことや、人員の確保が困難であること、経営への影響が不透明であることなどが挙げられていることから、制度内容の周知や個別の事業者への説明などにより理解を促進していくことが必要。